

第 797 回

大野市農業委員会 議事録

令和6年5月27日

大野市農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月27日（月） 午後3時30分から
2. 開催場所 多田記念大野有終会館（結とぴあ）3階 302号室
3. 出席委員

議 席	氏 名	出欠	議 席	氏 名	出欠
1	田中 豊実	出	1 7	千味 忠平	出
2	三嶋 香代子	欠	1 8	尾嶋 義一	出
3	石田 幸男	出	1 9	齊藤 總一郎	出
5	松田 長太郎	出	2 1	前田 光雄	出
6	上田 てるみ	出	2 2	松本 眞佐人	出
7	吉村 信夫	出	2 3	旭 政一	出
8	竹田 善和	出	2 4	富田 重一	出
9	宮越 與吉	出	2 5	松田 松美	出
1 0	久保田 眞由美	出	2 6	松田 美弥子	出
1 1	清山 京美	出	2 7	林 小太郎	出
1 2	駒澤 利明	出	2 8	川端 隆栄	出
1 3	佐々木 清一	出	2 9	高田 康憲	欠
1 4	前田 紀雄	出	3 0	村岡 孝治	欠
1 5	南部 茂	出	3 1	加藤 和徳	出
1 6	柿本 健	出			

4. 議事参与職員

局長	山本 康一朗
次長	山本 博子
主査	西川 菜央
主事	竹村 尚悦

5. 議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 5 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分審議について |
| 第 5 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請にかかる意見審議について |
| 第 5 3 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(利用権賃借) |
| 第 5 4 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転) |
| 第 5 5 号 | 農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見について |
| 報告事項 | 現況証明の確認について |
| その他 | 農業委員会事務の実施状況等の公表について |

局長	ただ今より、第 7 9 7 回大野市農業委員会総会を開催いたします。 事前に欠席の連絡を 2 番三嶋委員、2 9 番高田委員、3 0 番村岡委員より受けております。それでは総会に入らせていただきます。 田中会長にご挨拶いただきますとともに、この後の議事進行をお願いいたします。会長 お願い致します。 (会長挨拶)
議長	それではただ今より第 7 9 7 回の大野市農業委員会の総会を開催します。議事に入ります前に私の方から議事録署名人を指名させていただきます。 (「はい」の声)
議長	2 1 番前田光男委員と、2 2 番松本委員をお願いします。それでは議事にいきたいと思います。 議案第 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請にかかる処分審議についてを上程いたします。 1 番の説明を吉村委員から、2 番を松田美弥子委員から、3 番を高田委員が欠席ですので事務局からお願いします。4 番と 5 番を松本委員から、6 番と 7 番を松田松美委員から、8 番を松本委員から、9 番を富田委員からお願いします。全部済んだ段階で質疑応答を受けたいと思います。
委員および事務局	(第 5 1 号議案 説明)
議長	はい以上 9 件説明がありましたけど、どなたか質問ございますか。 では私の方から 1 点だけ、●●さんの経営面積が 7 8 0 0 m²、農業機械なんかはどうされているんですか
委員	この方につきましては以前、譲渡人の●●さんが農地、集落の生産組合が水田を請け負っておりました。●●さんがその集落の生産組合の構成員になるということで、引き続いてその水田の部分につきましてはすべて生産組合が引き受けるという事になっております。
議長	はいわかりました。 では質問がないようですので、議案第 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請にかかる処分審議についての賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数でございますので可決決定いたします。
議長	続きまして議案第 5 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請にかかる意見審議についてを上程いたします。 1 番目の説明を南部委員から 2 番を清山委員からお願いします。

委員

(第52号議案 説明)

議長

以上2件の説明が終わりましたがなにか質問ございますか。
ないようでございますので、
議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長

続きまして第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権賃借)を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

(第53号議案 説明)

議長

今の説明で何かご意見ございますか。●●さんは3年で切ってますけど、その後はどうするんですか。

事務局

はい。その後は利用権の設定ができなくなりますので、そのこともご説明したうえでその後は中間管理事業での契約に切り替えるという事でお話を聞いております。

議長

10年は長すぎますね。

事務局

今回は今までのやり方をさせてほしいとのことですよ。

議長

他何か質問ございますか。

質問がないようですので、議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長

続きまして議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を上程いたします。1番の説明を旭委員からお願いします。

委員

(第54号議案 説明)

議長

はい今程説明ありました件についてなにか質問ございますか。
ないようでございますので議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の決定について（所有権移転）について賛成の方の挙手をお願い致します。

（挙手多数）

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長 続きまして第55号農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 （第55号議案 説明）

議長 今の説明について何か質問ございますか。

それではまず期間ですけど、今年の7月1日から10年くらいの期間で設定してあるのは今までここでの賃貸借はなかったという事でしょうか。まるっきり新規という考え方でよかったですか。

事務局 今回申請いただいている中で、●●さん●●さん、●●さん、●●さんにつきまして皆さん利用権からの切り替えになります。通常ですと中間管理事業の契約1月1日からですとか、3月31日からとかの契約の開始日が多いんですけども、今回令和6年の地代を中間管理機構を通して支払いたいというようなタイミングの都合がありまして、また期間につきましても10年後の6月末で耕作の途中なんかで契約を終わらせるわけにはいかないものですから、11年間という契約で12月末までの契約というような形になっております。以上です。

議長 これは期間満了が迫ってたってことですか。

事務局 期間が迫っていたものもあれば、過ぎていたものもあり、まだ利用権として期間は残っていたんですけども、切り替えてしまうという選択をされたものもございます。

議長 もう一点、●●さんの受けた分、●●からどこまで行きますか？●●まで？そんな遠いところに田んぼがあるのですか？

事務局 実際の田んぼとしましては6番の●●さんの分につきましては●●です。7から14番は●●になります。16番が●●の農地となっております。

議長 これですが、農地の所在を表記をする工夫をできませんか。

事務局 例えば農地がある集落地区●●だとか●●だとかそういったことを書き足すことは可能です。

議長 例えば●●とか●●とかそういう所の住所を表示されても、どこに田んぼがあるのかわからないし、今利用権の設定で集積はできたけど、集約の話になった時にその辺が簡単に見られるようにならないのかなと思いました。どこに誰がつくっている田んぼがあるのか想定できる資料が残っているといいのかなと思います。

事務局	では次回の中間管理事業の案件から土地の地区を足すということをさせていただきます。
議長	他に質問ございますか。
	議案第５５号農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見について賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手多数)
	賛成多数でございますので可決決定いたします。
	議案はすべて可決決定いたしましたので報告事項に移りたいと思います。現況証明の確認についてお願いします。
委員および事務局	(第５６号議案 説明)
議長	以上３件について何か質問ございますか。 質問がないようですのでその他に移りたいと思います。
事務局	(その他説明)
議長	他に委員さんの中から何かありませんか それではこれで第７９７回の総会を閉じたいと思います。 総会を閉じるにあたりまして職務代理の方からご挨拶申し上げます。
職務代理	(閉会挨拶)